平成17年度 個人情報の保護に関する法律 施 行 状 況 の 概 要

> 平成 1 8 年 6 月 内 閣 府

平成17年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第53条第1項の 規定に基づき、内閣総理大臣は、関係する行政機関の長に対し、この法律の施 行の状況について報告を求めることができることとされています。

また、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣は、毎年度、同条第1項の 報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成17年度における施行状況の報告について取りまとめましたので、 その概要を公表します。

# 目 次

参昭含	♣文筌		35
資料網	扁		9
į	第3章	地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況	8
j	第2章	事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況	3
j	第1章	国の個人情報の保護に関する施行状況	1

# 個人情報の保護に関する法律の施行状況について

## 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

#### 1.事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況(法第8条)

現在、事業等を所管する各省庁により、21 分野について 33 のガイドラインが策定されている。このうち、平成 17 年度中に新たに見直しを行ったものは、以下のとおりである。

対象事業分野	所管府省	ガイドラインの名称	見直し年月日
電気通信事業分野	総務省	電気通信事業における個	平成 17 年 10 月 17
		人情報保護に関するガイ	日(告示)
		ドライン	
債権管理回収業分	法務省	債権管理回収業分野にお	平成 18 年 1 月 11 日
野		ける個人情報の保護に関	(通知)
		すろガイドライン	

表 1 平成 17 年度中に見直しを行ったガイドライン

#### 2.主務大臣による権限行使の状況(法第32条~第34条)

平成 17 年度においては、個人情報保護法に基づく勧告を 1 件、報告の徴収を 87 件 実施する等により、事業者等に対する指導・監督を実施した。

夜~ 土笏人民による惟附11使の状况(十成17 中皮)								
主務大臣	行使し	根拠条文						
金融庁長官	報告の徴収   勧告 	83 件 1 件	第 21 条(従業者   第 22 条(委託先	の監督) 19 件				
厚生労働大臣	報告の徴収	4件	第20条(安全管	理措置) 4件				
合計 (注2)	報告の徴収   勧告	計 87 件 計 1 件	第 20 条第 21 条第 22 条	計 88 件 計 9 件 計 19 件				

表 2 主務大臣による権限行使の状況(平成 17 年度)

<sup>(</sup>注) 1 . 法第52条及び施行令第12条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

<sup>2.</sup> 共管の事案については、それぞれ計上している。

#### 3.認定個人情報保護団体の認定の状況(法第37条)

平成 17 年度末までに、個人情報保護法第 37 条の規定に基づき、主務大臣が認定 個人情報保護団体として認定した団体は、計 30 団体である。

表3 各府省庁の認定個人情報保護団体の認定状況(平成17年度)

府省庁名	認定団体数		
経済産業省	14 団体		
金融庁	8 団体		
厚生労働省	7 団体		
総務省	3 団体		
国土交通省	2 団体		
合計	30 団体		

<sup>(</sup>注) 認定団体数の合計は、共管による重複分を除いた数値。

#### 4. その他

#### (1)個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ(平成18年2月28日)

平成 18 年 2 月 28 日、個人情報保護関係省庁連絡会議を開催し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護の円滑な推進について申合せを行った。

#### (2)国民生活審議会における議論

「個人情報の保護に関する基本方針」において、

内閣府は、法の施行状況について、全面施行後3年を目途として検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずること

このため、国民生活審議会は、法の施行状況のフォローアップを行うこと とされている。

これらを踏まえ、国民生活審議会において、事業者、民間団体、関係省庁等から幅 広く意見聴取を行い、個人情報保護法の施行状況の評価及び個人情報保護制度の見直 しに向けた検討を進めているところである。

## 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

#### 1.個人情報に関する苦情処理の状況 (法第9条、第13条)

#### (1)全体的な状況

平成 17 年度において、地方公共団体や国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、合計 14,028 件である(平成 18 年 5 月 31 日現在登録分)。そのうち、消費生活センターが受け付けたものが 81.1%を占めている。

	受付機関	件数	割合				
地方公	消費生活センター	11,382	81.1%				
共団体	その他	1,298	9.3%				
国民生活	舌センター	1,348	9.6%				
合計		14,028	100.0%				

表4 受付機関別の苦情相談数(平成17年度)

#### (2)事業分野の状況

苦情相談の対象となった事業分野は、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野 (医療、金融・信用、情報通信)が4,046件(全体の28.8%)となっている。また、その他の事業分野は5,375件(同38.3%)となっている。

	事業分野	件数	割合
特に適	正な取扱いを確保すべき個別分野	4,046	28.8%
	医療	342	2.4%
金融・信用		1,734	12.4%
	情報通信	1,970	14.0%
その他	の事業分野	5,375	38.3%
不明		4,767	34.0%
合計(	重複分除く)	14,028	100.0%

表 5 事業分野別の苦情相談数 (平成 17 年度)

## (3)相談内容の状況

相談内容は、不適正な取得に関するものが 6,691 件(全体の 47.7%)で最も多く、次いで、漏えい・紛失に関するものが 3,434 件(同 24.5%) 同意のない提供に関するものが 2,194 件(同 15.6%)となっている。

<sup>(</sup>注) 1 . 表中の「消費生活センター」とは、PIO-NET 端末の設置された消費生活センターを指す。

<sup>2.</sup>表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等を指す。

表6 相談内容の内訳(平成17年度)

相談内容	件数	割合	
不適正な取得	6,691	47.7%	
漏えい・紛失	3,434	24.5%	
同意のない提供	2,194	15.6%	
目的外利用	1,702	12.1%	
開示等	886	6.3%	
苦情等の窓口対応	718	5.1%	
情報内容の誤り	266	1.9%	
委託先の監督	205	1.5%	
オプトアウト違反	98	0.7%	
その他	2,077	14.8%	
合計(重複分除く)	14,028	100.0%	

#### (4)処理結果の状況

処理結果は、指導・助言 10,607 件(全体の 75.6%) その他の情報提供 2,316 件 (同 16.5%) 他機関紹介 489 件(同 3.5%) あっせん解決 374 件(同 2.7%)となっている。

表 7 相談処理結果の状況(平成17年度)

処理結果の種類	件数	割合
指導・助言	10,607	75.6%
その他の情報提供	2,316	16.5%
他機関紹介	489	3.5%
あっせん解決	374	2.7%
あっせん不調	25	0.2%
処理不能	80	0.6%
処理不要	137	1.0%
不明	0	0%
合計(重複分除く)	14,028	100.0%

<sup>(</sup>注) 1 . 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性がある 相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。

#### 2.事業者からの個人情報漏えい事案の状況

#### (1)全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年4月2日閣議決定)において、 事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生 回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

<sup>2.</sup> 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

これを踏まえ、平成 17 年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案は、合計 1,556 件である。

「漏えい」の他、「滅失」、「き損」の事案を含む。

#### (2)漏えいの規模と情報の種類

上記事案において個人情報が漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」という。)別にみると、500人以下の事案が全体の71.6%を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

漏えいした人数	17 年度					
/雨んいした人数	件数	割合				
500 人 以下	1,114	71.6%				
501 ~ 5,000人	220	14.1%				
5,001 ~ 50,000人	167	10.7%				
50,001人 以上	37	2.4%				
不明	18	1.2%				
合計	1,556	100.0%				

表8 漏えいした人数(平成17年度)

(注)「割合」は、漏えい事案全体(1,556件)に対する割合。

漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報に分けてみると、顧客情報が全体の98.4%を占めている。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別、住所(以下「基本情報」という。)とそれ以外の情報(以下「付加的情報」という。)に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の 7.2%であり、ほとんどの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報と共に漏えいしている。

にうしし た 桂却の 呑粉		/			
漏えいした情報の種類 		件数	うち基本情報のみ		
顧客情報	1,531	(98.4%)	112	(7.2%)	
従業員情報	51	(3.3%)	3	(0.2%)	
その他の情報	22	(1.4%)	1	(0.1%)	
合計(重複分除く)	1,556	(100.0%)	112	(7.2%)	

表9 漏えいした情報の種類(平成17年度)

<sup>(</sup>注) 1.()内は、漏えい事案全体(1,556件)に対する割合。

<sup>2.</sup> 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数 (内数)及び漏えい事案全体(1,556件)に対する割合。

#### (3)暗号化等の情報保護措置

漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の51.7%と半数以上を占めている。

これに対し、一部についてのものも含め、何らかの措置を講じていた件数は、 全体の 11.8%に留まる。

情報保護措置の有無	件数			
措置有	105	(11.8%)		
うち一部のみ措置有	17	(1.9%)		
措置無	459	(51.7%)		
不明	323	(36.4%)		
合計(重複分除く)	887	(100.0%)		

表10 暗号化等の情報保護措置(平成17年度)

- (注) 1 .( )内は、漏えい事案全体(887件)に対する 割合。(一部の省庁は平成17年度下半期分のみ 集計しているため、全体の件数は、他の項目の ものと異なる。)
  - 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や 紛失したパソコンへのパスワードによるアクセ ス制限等、情報保護のために講じられた措置を いう。

#### (4)漏えい元と漏えいした者

漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の 76.2%、「委託先」から漏えいした事案が全体の 23.0%となっている。

「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者(以下「漏えいした者」という。)についてみると、「従業者」が全体の78.7%である。

漏えいした原因をみると、「従業者」については「意図的」なものが 10 件、「不注意」によるものが 1,184 件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。「第三者」については、ほとんどが「意図的」なものであり、235 件である。

漏えいし	従業者			第三者			61	<b></b> ₹n□	۸≛۱	
漏た者えい元	意図的	不注意	不明	計	意図的	不明	計	その他	不明	合計
= ** +>	8	906	24	938	182	29	211	8	29	1,186
事業者	(0.5%)	(58.2%)	(1.5%)	(60.3%)	(11.7%)	(1.9%)	(13.6%)	(0.5%)	(1.9%)	(76.2%)
委託先	2	278	7	287	53	4	57	1	13	358
安武兀	(0.1%)	(17.9%)	(0.4%)	(18.4%)	(3.4%)	(0.3%)	(3.7%)	(0.1%)	(0.8%)	(23.0%)
不明										12
11円	-	-	•	-	-	-	-	-	-	(0.8%)
合計	10	1,184	31	1,225	235	33	268	9	42	1,556
	(0.6%)	(76.1%)	(2.0%)	(78.7%)	(15.1%)	(2.1%)	(17.2%)	(0.6%)	(2.7%)	(100.0%)

表 1 1 漏えい元・漏えいした者 (平成 17 年度)

(注)()内は、漏えい事案全体(1,556件)に対する割合。

#### (5)漏えい後の改善措置状況

漏えい後の改善措置についてみると、全体の96.5%の事業者が何らかの安全管理対策を講じている。

安全管理対策の内訳をみると、全体の 93.0%の事業者が教育・研修の実施など の組織的対策を講じている。

スーと /順元い及の以音頂直状が ( 十)な / 十皮 /								
			事業者による改善措置				改善措	
期間	合計	安全管理対策			その他	置実施	不明	
			,	組織的	技術的	の対応	せず	
17 年度	1,556	1,553	1,501	1,447	180	1,497	2	1
	(100.0%)	(99.8%)	(96.5%)	(93.0%)	(11.6%)	(96.2%)	(0.1%)	(0.1%)

表12 漏えい後の改善措置状況(平成17年度)

- 2.「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
- 3.()内は、漏えい事案全体(1,556件)に対する割合。

#### 3. 認定個人情報保護団体の取組状況(法第42条、第43条)

認定個人情報保護団体が、個人情報保護法第 42 条及び第 43 条に基づいて対象事業者に対して行った取組(説明・資料要求、指導、勧告、その他の措置)及び苦情の処理の状況は、以下のとおりである。

所管官庁	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧 <del>告</del>	その他の措置
金融庁	237	55	1	135	1	0
総務省	114	59	0	0	0	2
厚生労働省	0	0	0	0	0	0
経済産業省	107	54	0	2	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	2
合計 (共管団体	355	118	1	137	1	4
の重複分を除く)						

表 13 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成17年度)

<sup>(</sup>注) 1 . 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

<sup>「</sup>技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

<sup>「</sup>その他の対応」とは、詫び状の送付、専用窓口の設置、カードの差し替え等を指す。

<sup>(</sup>注) 関係省庁からの報告による。

#### 第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

個人情報保護法第11条においては、地方公共団体は、その保有する個人情報に関し、 当該個人情報の性質等を勘案し、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めるべき旨が規定されている。

地方公共団体については、自らが保有する個人情報の取扱いについては、従来、条例等で規律されているところである。平成 18 年 4 月 1 日現在の各地方公共団体における個人情報の保護に関する条例の制定状況について見てみると、全ての都道府県(計 47 団体)及び市区町村(計 1,843 団体)において制定済みである。

# 資料編

#### 9

#### 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1.事業等分野ごとのガイドライン等の策定・見直し状況 ガイドライン等一覧

#### 1.民間事業者に対するガイドライン等

平成18年3月31日現在

分野	;	所管省庁	ガイドラインの名称	策定·見直U時期	検討の経過
	一般	厚生労働省	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年12月24日 平成16年12月27日 平成17年3月31日 平成17年4月1日	「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) パブリックコメント について 平成16年10月29日~11月30日 について 平成16年12月9日~12月22日 について 平成17年3月1日~3月14日
医療	研究	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) 疫学研究に関する倫理指針(告示) 遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) 臨床研究に関する倫理指針(告示)	平成16年12月28日	(文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるとト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会。(厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会。(経済産業省) 産業構造審議会化学パイオ部会個人遺伝情報保護小委員会。国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) パブリックコメント について 平成16年10月22日~11月19日 - について 平成16年10月29日~11月19日
金融·信用	金融	金融庁	金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全 管理措置等についての実務指針(告示)	平成16年12月6日 平成17年1月6日	「金融審議会金融分科会特別部会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) パブリックコメント について 平成16年10月1日 ~ 10月29日 について 平成16年11月19日 ~ 12月3日
五年的文 □□/TI	信用	経済産業省	経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン (告示)	平成16年12月17日	「産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) パブリックコメント 平成16年10月1日~10月29日
情報通信	電気通信	総務省	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示)	平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し)	「電気通信事業分野におけるブライバシー情報に関する懇談会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) パブリックコメント 平成16年6月28日 ~ 7月27日 平成17年8月8日 ~ 平成17年9月8日(見直し時)
	放送	総務省	放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年8月31日	「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) パブリックコメント 平成16年7月2日 ~ 7月30日
事業全般		経済産業省	個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示)	平成16年10月22日	「ガイドライン検討委員会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) パブリックコメント 平成16年6月15日~7月14日
			経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人 情報保護ガイドライン(告示)	平成16年12月17日	パブリックコメント 平成16年10月25日 ~ 11月19日
			雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年7月1日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) パブリックコメント 平成16年6月15日~6月29日
雇用管理	一般	厚生労働省	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての 留意事項について(局長通達)	平成16年10月29日	「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年10月15日~10月28日
雇用管理	船員	国土交通省	船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するため に事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年9月29日	パブリックコメント 平成16年8月10日~8月23日

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定・見直し時期	検討の経過
警察	警察庁	国家公安委員会が所管する事業を行う者等が講ずべき個人情報の 保護のための措置に関する指針(告示)	平成16年10月29日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年9月17日~10月7日
i k		警察共済組合が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する 指針について(局長通達)	平成17年3月29日	部内において検討
\_ 7h	N- 75 (1)	法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン(告示)	平成16年10月29日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年9月29日~10月20日
法務	法務省	債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン (課長通知)	平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し)	パブリックコメント 平成16年11月9日~11月30日 部内において検討(見直し時)
外務	外務省	外務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護 に関するガイドライン(告示)	平成17年3月25日	パブリックコメント 平成17年3月1日~3月21日
財務	財務省	財務省所管分野における事業者が講ずべき個人情報の保護に関する指針(告示)	平成16年11月25日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) パブリックコメント 平成16年9月30日~10月29日
教育	文部科学省	学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保する ために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月11日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年10月25日 - 11月4日
福祉		福祉関係事業者における個人 情報の適正な取扱いのためのガイドライン(局長通達)	平成16年11月30日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年9月30日~10月15日
職業紹介等		職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供 給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報 の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関 して適切に対処するための指針(告示)	平成16年11月4日	「労働政策審議会労働力需給制度部会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年10月1日~10月22日
労働者派遣	厚生労働省	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成16年11月4日	「労働政策審議会労働力需給制度部会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年10月1日~10月22日
労働組合	厚生労働省	個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針(告示)	平成17年3月25日	パブリックコメント 平成17年3月1日~3月14日
企業年金	厚生労働省	企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達)	平成16年10月1日	部内において検討
国土交通	国土交通省	国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン (告示)	平成16年12月2日	「国土交通省情報化政策委員会」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年9月21日~10月20日
		不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方(課長通知)	平成17年1月14日	「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会」
農林水産	農林水産省	個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における 事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(告示)	平成16年11月9日	「農林水産省個人情報安全管理連絡会議」 国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) パブリックコメント 平成16年9月3日~9月30日
合計21分野				

(注)この他、金融庁においては、個人情報保護について格別の措置を講ずるため、関連する業法施行規則の改正を行った。(平成17年3月)

#### 行政機関等に対するガイドライン

総務省において、各行政機関及び独立行政法人等の安全確保措置についてのガイドラインを策定。

分野	所管省庁	ガイドラインの名称	策定時期	検討の経過
行政機関	総務省	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する 指針(局長通知)	平成16年9月14日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
独立行政法人		独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置 に関する指針(局長通知)	平成16年9月14日	国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日)
合計2分野				

#### $\exists$

#### ②平成17年度に見直しを行ったガイドライン

分	野	所管府省	ガイドラインの名称	見直し年月日	検討の経緯	備考
情報通信	電気通信		電気通信事業における個人情報保護に関するガイ ドライン	平成17年10月17日(告示)	電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会 (平成16年10月~平成17年7月 計3回) パブリックコメント 平成17年8月8日~平成17年9月8日	平成16年告示第695号「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を見直し 主な見直しのポイント・迷惑メール等送信行為に係る加入者情報の交換・迷惑メール等送信行為に係る加入者情報の適正な管理を追加
法	务		債権管理回収業分野における個人情報の保護に 関するガイドライン	平成18年1月11日(課長通 知)	部内にて検討	「債権管理回収業分野における個人情報の保護に関するガイドライン」(平成16年12月16日課長通知)を見直し 主な変更点 ・法第16条第3項による利用目的制限の適用除外の例示について、「ただし、個別の判断が必要である。」との記載をしていた箇所を削除したもの。

(注)平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に見直しを行ったガイドラインについて記載。

# 2. 主務大臣による権限の行使の状況

#### (1)勧告

平成18年3月31日現在

名称	主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
みちのく銀行	金融庁長官	平成17年5月20日		第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
計1件				第20条 計1件 第21条 計1件

#### (2)報告の徴収

主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
金融庁長官	平成17年4月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年5月9日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年5月9日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年5月12日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年5月19日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年5月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年5月26日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年5月31日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年5月31日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年6月7日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)

主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
金融庁長官	平成17年6月9日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年6月27日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年6月27日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年6月29日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年7月1日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年7月5日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年7月7日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年7月20日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年7月29日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年8月16日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年8月17日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年8月26日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年9月7日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年9月7日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年9月7日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成17年9月12日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)

主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月18日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月21日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月21日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月21日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月21日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月21日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)

主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
金融庁長官	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月25日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)

主務大臣	権限行使の年月日	権限行使の契機	根拠条文
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年11月28日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成17年12月27日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成18年1月31日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成18年2月8日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第21条(従業者の監督)
金融庁長官	平成18年2月20日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成18年2月24日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置) 第22条(委託先の監督)
金融庁長官	平成18年3月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
金融庁長官	平成18年3月31日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
厚生労働大臣	平成17年6月9日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
厚生労働大臣	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
厚生労働大臣	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
厚生労働大臣	平成17年11月22日	事業者から個人情報の紛失等の事実の報告があったことを受けて	第20条(安全管理措置)
計87件			第20条 計87件 第21条 計8件 第22条 計19件

<sup>(</sup>注)1. 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、報告の徴収(法第32条)、助言(法第33条)、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)について記載。 2. 共管の事案については、それぞれ掲載している。

対象事業 等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口 の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
証券業	金融庁	認定法人 日本証券業協会	03-3667-8008	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年4月1日	508	個人情報の保護に関する 指針
保険業	金融庁	社団法人 生命保険協会	03-3286-2648	東京都千代田区丸の内3- 4-1新国際ビル3F	平成17年4月1日	38	・生命保険業における個 人情報保護のための取扱 指針について ・生命保険業における個 人情報保護のための安全 管理措置等についての実 務指針
保険業	金融庁	社団法人 日本損害保険協会	03-3255-1470	東京都千代田区神田淡路 町2-9	平成17年4月1日	24(2)	・損害保険会社に係る個 人情報保護指針 ・損害保険会社における 個人情報保護に関する安 全管理措置等についての 実務指針
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	03-5222-1700	東京都千代田区丸の内1- 3-1	平成17年4月15日	247	個人情報保護指針
信託業	金融庁	社団法人 信託協会	0120-817335	東京都千代田区大手町2- 6-2	平成17年4月15日	48(2)	個人情報の保護と利用に 関する指針
投資信託委託業	金融庁	社団法人 投資信託協会	03-5614-8440	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年7月1日	114	個人情報の保護に関する 指針
証券投資顧問業	金融庁	社団法人 日本証券投資顧問業協会	03-3663-0505	東京都中央区日本橋茅場町1-5-8	平成17年7月1日		個人情報の保護に関する 取扱指針
信用情報機関	金融庁	全国信用情報センター連合会	03-5294-7070	東京都千代田区神田東松 下町41-1	平成17年10月24日	36	認定個人情報保護団体対 象事業者に対する個人情 報保護指針
放送	総務省	財団法人 放送セキュリティセンター	03-3585-6231	東京都港区赤坂2-21-25	平成17年4月12日	548(213)	受信者情報取扱事業にお ける個人情報保護指針
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人 日本データ通信協会	03-5907-3803	東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号	平成17年4月12日	137(137)	電気通信事業における個 人情報保護指針
事業全般	総務省 経済産業省	財団法人日本情報処理開発協会	0120-700779	東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内	平成17年6月27日	1,706(1,706)	個人情報保護方針

11 <del>2. = 11</del> 4			++++ hn 700 ch -				
対象事業 等分野	所管府省	名称	苦情処理窓口   の電話番号	所在地	認定年月日	対象事業者数	ガイドラインの名称
経済産業分野	経済産業省	社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント協会	03-5729-3711	東京都目黒区中根2-13- 18第百生命都立大学駅前 ビル	平成18年2月13日	9(9)	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における個人情報保護ガイドライン
結婚情報サービス 業	経済産業省	結婚情報サービス協議会	03-5689-8769	東京都文京区本郷3-37- 15	平成18年3月9日	4	結婚情報サービス協議会 における個人情報保護指 針
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	06-6346-8727	大阪府大阪市北区梅田3- 4-5毎日新聞ビル内	平成18年3月9日	625	個人情報保護指針
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	03-5828-3855	東京都台東区松が谷4- 28-3	平成18年3月31日	24	全国こころの会における 個人情報の保護に関する 法律についてのガイドライン
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	社団法人 日本自動車販売協会連合会	03-5733-3105	東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階	平成17年5月19日	1,805 (1,805)	自動車販売業個人情報保 護指針
自動車登録番号交付代行業	国土交通省	社団法人 全国自動車標板協議会	03-3813-5911	東京都文京区本郷2-15- 13 お茶の水ウイングビル 4階	平成17年12月27日	57(57)	交付代行者等個人情報保 護指針
		計30団体					計32本

※対象事業者数の()は、認定業務の対象となることについて同意を得た事業者の数。

#### 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況

#### (1)受付機関の状況

受任	付機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合
地方公共団体	消費生活センター	1,144	972	1,026	1,016	960	908	1,163	1,014	1,190	635	647	707	11,382	81.1%
地力公共凹体	その他	251	188	163	111	86	80	63	68	84	64	75	65	1,298	9.3%
国民生活セン	ター	138	125	133	103	110	109	111	119	87	89	108	116	1,348	9.6%
合計		1,533	1,285	1,322	1,230	1,156	1,097	1,337	1,201	1,361	788	830	888	14,028	100.0%

(注)1. 表中の「消費生活センター」とは、PIO-NET端末の設置された消費生活センターを指す。 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等を指す。

#### (2)年齢

	件数	割合
10代以下	134	1.0%
20歳以上	1,441	10.3%
30歳以上	2,755	19.6%
40歳以上	2,590	18.5%
50歳以上	2,188	15.6%
60歳以上	2,014	14.4%
70歳以上	848	6.0%
不明	2,058	14.7%
合計	14,028	100.0%

#### (3)性別

	件数	割合
男性	6,232	44.4%
女性	7,184	51.2%
不明	42	0.3%
その他	570	4.1%
合計	14,028	100.0%

#### (4)職業

	件数	割合
給与生活者	5,993	42.7%
自営·自由業	897	6.4%
家事従事者	3,198	22.8%
学生	259	1.8%
無職	1,991	14.2%
不明	918	6.5%
その他	772	5.5%
合計	14,028	100.0%

#### (5)事業分野の状況

事業分野	件数	割合
医療	342	2.4%
金融•信用	1,734	12.4%
情報通信	1,970	14.0%
その他の事業分野	5,375	38.3%
不明	4,767	34.0%
合計(重複分除く)	14,028	100.0%

#### (6)相談内容の状況

相談内容	件数	割合
不適正な取得	6,691	47.7%
漏えい・紛失	3,434	24.5%
同意のない提供	2,194	15.6%
目的外利用	1,702	12.1%
開示等	886	6.3%
苦情等の窓口対応	718	5.1%
情報内容の誤り	266	1.9%
委託先等の監督	205	1.5%
オプトアウト違反	98	0.7%
その他	2,077	14.8%
合計(重複分除く)	14,028	100.0%

#### (7)処理結果の状況

処理結果の種類	件数	割合
指導·助言	10,607	75.6%
その他の情報提供	2,316	16.5%
他機関紹介	489	3.5%
あっせん解決	374	2.7%
あっせん不調	25	0.2%
処理不能	80	0.6%
処理不要	137	1.0%
不明	0	0.0%
合計(重複分除く)	14,028	100.0%

<sup>(</sup>注)1. 表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性がある相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

#### 2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成17年度)

#### (1)漏えいした人数

	漏えいした人数											
府省名	件数	500人 以下	501~ 5,000人	5,001~ 50,000人	50,001人 以上	不明						
金融庁	607	326	110	130	33	8						
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0						
総務省	104	81	9	6	1	7						
法務省	3	3	0	0	0	0						
外務省	1	1	0	0	0	0						
財務省	6	4	0	2	0	0						
文部科学省	13	8	3	2	0	0						
厚生労働省	69	38	20	11	0	0						
農林水産省	89	72	12	2	0	3						
経済産業省	610	527	64	17	2	0						
国土交通省	204	180	19	4	1	0						
合計 (重複分除く)	1,556 (100.0%)	1,114 (71.6%)	220 (14.1%)	167 (10.7%)	37 (2.4%)	18 (1.2%)						

<sup>(</sup>注)1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。 2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数をいう。

#### (2)漏えいした情報の種類

	件数		漏えいした情報の種類								
府省名	-	<b>3</b> X	顧客情報		従業員情報		その他の情報				
		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ			
金融庁	607	33	602	39	0	0	5	0			
国家公安委員会	1	0	1	0	1	0	0	0			
総務省	104	14	98	14	11	2	7	0			
法務省	3	0	3	0	0	0	0	0			
外務省	1	0	0	0	0	0	1	0			
財務省	6	0	6	0	0	0	0	0			
文部科学省	13	0	13	0	0	0	0	0			
厚生労働省	69	7	58	13	17	1	3	1			
農林水産省	89	2	87	2	2	0	1	0			
経済産業省	610	40	599	37	22	0	7	0			
国土交通省	204	22	202	22	9	0	1	0			
合計 (重複分除く)	1,556 (100.0%)	112 (7.2%)	1,531 (98.4%)	112 (7.2%)	51 (3.3%)	3 (0.2%)	22 (1.4%)	(0.1%)			

<sup>(</sup>注)1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。

<sup>2.</sup> 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、すべての項目について記入。

<sup>3.</sup> 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合。

#### (3)暗号化等の情報保護措置

		暗号化等の情報保護措置							
府省名	件数	措置有	うち一部措置有	措置無	不明				
金融庁	198	16	0	102	80				
国家公安委員会	1	1	0	0	0				
総務省	104	6	2	12	86				
法務省	3	0	0	3	0				
外務省	1	1	1	0	0				
財務省	6	1	0	5	0				
文部科学省	13	9	0	1	3				
厚生労働省	69	18	0	5	46				
農林水産省	89	17	2	65	7				
経済産業省	274	20	5	254	0				
国土交通省	204	27	10	59	118				
合計 (重複分除く)	887 (100.0%)	105 (11.8%)	17 (1.9%)	459 (51.7%)	323 (36.4%)				

<sup>(</sup>注)1. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。2. 金融庁、経済産業省については、平成17年度下半期分のみ集計。

#### (4)漏えい元・漏えいした者

		事業者									委託先														
府省名	件数	11 101		従美	業者			第三	者		その		44 364	従業者				第三者				その		不明	
		件数	件数	意図	不注 意	不明	件数	意図 的	不注 意	不明	他	不明	下明 1千数	月件数	件数	意図 的	不注 意	不明	件数	意図	不注 意	不明	他	不明	
金融庁	607	526	509	2	492	15	8	4	0	4	1	8	77	70	1	67	2	5	1	0	4	0	2	4	
国家公安 委員会	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	104	41	35	2	33	0	4	4	0	0	0	2	57	40	0	40	0	11	11	0	0	0	6	6	
法務省	3	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
外務省	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務省	6	5	1	0	1	0	3	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
文部科学省	13	11	7	0	7	0	4	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
厚生労働省	69	63	54	0	54	0	9	9	0	0	0	0	5	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	
農林水産省	89	80	55	0	55	0	24	0	0	24	1	0	9	8	0	7	1	0	0	0	0	1	0	0	
経済産業省	610	401	279	4	273	2	106	106	0	0	5	11	208	174	1	169	4	30	30	0	0	0	4	1	
国土交通省	204	182	88	1	80	7	83	82	0	1	1	10	22	12	0	12	0	10	10	0	0	0	0	0	
合計 (重複分除く)	1,556 (100.0%)	1,186 (76.2%)	938 (60.3%)	8 (0.5%)	906 (58.2%)	24 (1.5%)	211 (13.6%)	182 (11.7%)	0 (0.0%)	29 (1.9%)	8 (0.5%)	29 (1.9%)	358 (23.0%)	287 (18.4%)	2 (0.1%)	278 (17.9%)	7 (0.4%)	57 (3.7%)	53 (3.4%)	0 (0.0%)	4 (0.3%)	1 (0.1%)	13 (0.8%)	12 (0.8%)	

<sup>(</sup>注)合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

#### (5)事業者による改善措置

			事業有	者による 改善	<b>善持置</b>		-L-¥-H- FF		所管省庁等による対応		
府省名	件数		3	全管理対象	策	その他の	改善措置実施せず	不明	個人情報 保護法に	その他の	
				組織的	技術的	対応			基づく対応	対応	
金融庁	607	604	557	554	25	578	2	1	84	3	
国家公安委員会	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
総務省	104	104	104	84	21	93	0	0	0	8	
法務省	3	3	3	3	0	3	0	0	0	3	
外務省	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	
財務省	6	6	6	6	1	4	0	0	0	1	
文部科学省	13	13	13	13	5	12	0	0	0	0	
厚生労働省	69	69	69	69	32	61	0	0	4	13	
農林水産省	89	89	88	86	5	84	0	0	0	0	
経済産業省	610	610	609	581	75	601	0	0	0	0	
国土交通省	204	204	200	194	31	204	0	0	0	0	
合計	1,556 (100.0%)	1,553 (99.8%)	1,501 (96.5%)	1,447 (93.0%)	180 (11.6%)	1,497 (96.2%)	(0.1%)	1 (0.1%)	88	28	

<sup>(</sup>注)1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

<sup>「</sup>技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

<sup>「</sup>その他の対応」とは、詫び状の送付、専用窓口の設置、カードの差し替え等を指す。

<sup>2.「</sup>安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。

<sup>3.</sup> 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。ただし、「所管省庁等による対応」の合計件数については、全体の件数に対する内数ではない。また、共管の事案については、それぞれ計上している。

平成18年3月31日現在

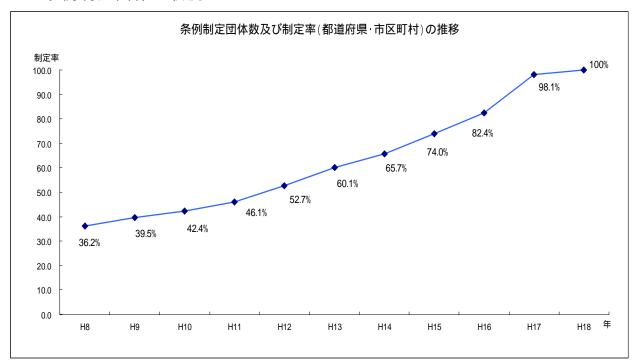
対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の 措置
証券業	金融庁	認定法人日本証券業協会	3	0	0	0	0	0
保険業	金融庁	社団法人生命保険協会	25	21	0	14	0	0
保険業	金融庁	社団法人日本損害保険協会	22	4	0	0	0	0
銀行業	金融庁	全国銀行個人情報保護協議会	181	27	1	101	1	0
信託業	金融庁	社団法人信託協会	0	0	0	19	0	0
投資信託委託業	金融庁	社団法人投資信託協会	0	0	0	0	0	0
証券投資顧問業	金融庁	社団法人日本証券投資顧問業協会	0	0	0	0	0	0
信用情報機関	金融庁	全国信用情報センター連合会	6	3	0	1	0	0
放送	総務省	財団法人放送セキュリティセンター	11	9	0	0	0	2
電気通信事業	総務省 経済産業省	財団法人日本データ通信協会	103	50	0	0	0	0
事業全般	総務省 経済産業省	財団法人日本情報処理開発協会	0	0	0	0	0	0
製薬業界	厚生労働省	日本製薬団体連合会	0	0	0	0	0	0
介護·福祉	厚生労働省	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議 会	0	0	0	0	0	0
介護·福祉	厚生労働省	社会福祉法人岐阜県社会福祉協議 会	0	0	0	0	0	0
医療	厚生労働省	社団法人全日本病院協会	0	0	0	0	0	0
医療·介護	厚生労働省	特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0
医療・介護・福祉	厚生労働省	特定非営利活動法人患者の権利オン ブズマン	0	0	0	0	0	0
•								

対象事業等分野	所管府省	名称	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
手技療法(柔道整復・は り・きゅう・あんまマッ サージ指圧・整体・カイロ プラティックス・リラク ゼーション等)	厚生労働省 経済産業省	特定非営利活動法人日本手技療法協会	0	0	0	0	0	0
ギフト用品に関する事業	経済産業省	社団法人全日本ギフト用品協会	2	2	0	2	0	0
葬祭業	経済産業省	JECIA個人情報保護協会	0	0	0	0	0	0
クレジット事業	経済産業省	クレジット個人情報保護推進協議会	2	2	0	0	0	0
印刷・グラフィックサービ ス工業	経済産業省	社団法人東京グラフィックサービスエ 業会	0	0	0	0	0	0
小売業	経済産業省	社団法人日本専門店協会	0	0	0	0	0	0
経済産業分野	経済産業省	特定非営利活動法人日本個人·医療 情報管理協会	0	0	0	0	0	0
経済産業分野	経済産業省	社団法人日本消費生活アドバイ ザー・コンサルタント協会	0	0	0	0	0	0
結婚情報サービス業	経済産業省	結婚情報サービス協議会	0	0	0	0	0	0
新聞販売業	経済産業省	大阪毎日新聞販売店事業協同組合	0	0	0	0	0	0
葬祭業	経済産業省	全国こころの会葬祭事業協同組合	0	0	0	0	0	0
自動車販売業	経済産業省 国土交通省	社団法人日本自動車販売協会連合 会	0	0	0	0	0	0
自動車登録番号交付代 行業	国土交通省	社団法人全国自動車標板協議会	0	0	0	0	0	2
合計		計30団体	355	118	1	137	1	4

<sup>(</sup>注)個人情報保護法第42条及び第43条に基づき、認定個人情報保護団体が対象事業者に対して行った取組(説明・資料要求、指導、勧告、その他の措置) 及び苦情の処理について記載。

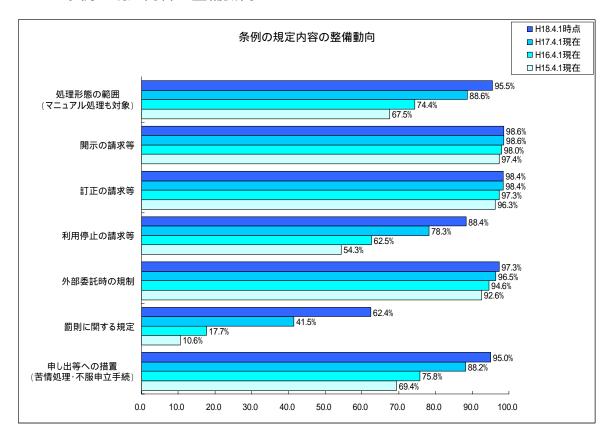
# 第3章 地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況

# 1.条例制定団体の状況



調査時点	H8.4.1	H9.4.1	H10.4.1	H11.4.1	H12.4.1	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1
全団体数	3,302	3,302	3,302	3,299	3,299	3,296	3,288	3,260	3,170	2,465	1,890
制定団体数	1,195	1,304	1,399	1,521	1,738	1,982	2,161	2,413	2,612	2,417	1,890
制定率	36.2%	39.5%	42.4%	46.1%	52.7%	60.1%	65.7%	74.0%	82.4%	98.1%	100.0%
制定団体数 (一部事務組合含む)	1,202	1,312	1,407	1,529	1,748	1,994	2,196	2,546	2,770	2,635	2,275

# 2 . 条例の規定内容の整備動向



条例における主な規定内容一覧

	十九坦宁语日	規定	団体数(全制定団体	蒸数に占める割合∶9	<b>%</b> )			
	主な規定項目	平成18年4月	月1日現在	平成17年4	月1日現在	Ξ		
計会並788	公的部門のみを対象	492 ( 21.6% )		720 ( 27.3% )				
対象部門	公的部門及び民間部門を対象	1,787 ( 78.6% )		1,915 ( 72.7% )				
加田以鉄の笹田	電子計算機処理のみを対象	84 ( 3.7% )		301 ( 11.4% )				
処理形態の範囲	マニュアル処理も対象	2,172 ( 95.5% )		2,334 ( 88.6% )				
対象種類	個人に関する情報のみ対象	1,931 ( 84.9% )		2,236 ( 84.9% )				
刈象性類	法人等に関する情報も対象	344 ( 15.1% )		399 ( 15.1% )				
個人情報システムの	審議会への意見聴取・審議	535 ( 23.5% )		602 ( 22.8% )				
設置・変更に	首長への報告・届出・登録	1,735 ( 76.3% )	2,133 ( 93.8% )	1,877 ( 71.2% )	2,374 (	90.1%		
関する規制	記録項目等の登録簿の作成・公表	1,907 ( 83.8% )		2,015 ( 76.5% )				
	目的による規制	2,152 ( 94.6% )		2,463 ( 93.5% )				
収集·記録規制	方法による規制	2,183 ( 96.0% )	) 2,262 ( 99.4% )	2,400 ( 91.1% )	2,617 (	99.3%		
	情報の種類による規制	2,163 ( 95.1% )		2,501 ( 94.9% )				
	内部利用規制	2,185 ( 96.0% )	2.254 ( 00.0% )	2,444 ( 92.8% )	0.500 /	00.0%		
利用·提供規制	外部提供規制	2,206 ( 97.0% )	2,251 ( 99.0% )	2,544 ( 96.5% )	2,599 (	98.6%		
利用 按供规制	他の機関とのオンライン禁止	5 ( 0.2% )	2.044 / 90.5%	8 ( 0.3% )	2.205 (	07 E// \		
	他の機関とのオンライン制限	2,009 ( 88.3% )	2,014 ( 88.5% )	2,297 ( 87.2% )	2,305 (	87.5%)		
	正確性・最新性の確保	2,179 ( 95.8% )		2,491 ( 94.5% )	2,587 (			
維持管理に 関する規制	改ざん、漏洩等の防止	2,212 ( 97.2% )	2,244 ( 98.6% )	2,549 ( 96.7% )		98.2%		
121 2 619010	不要情報の廃棄措置	2,000 ( 87.9% )		2,236 ( 84.9% )				
	開示の請求等	2,244 ( 98.6% )		2,599 ( 98.6% )				
自己情報の 開示·訂正等	訂正の請求等	2,239 ( 98.4% )		2,593 ( 98.4% )				
1000 40 111 13	利用中止の請求等	2,011 ( 88.4% )		2,063 ( 78.3% )				
運用状況、個人情報	の処理状況、記録項目等の公表( 1)	2,003 ( 88.0% )		2,248 ( 85.3% )				
外部委託時の	受託業務者等の責務	2,079 ( 91.4% )	2,213 ( 97.3% )	2,290 ( 86.9% )	2.544.(	96.5%		
規制	契約等によるデータ保護の確保措置	1,750 ( 76.9%)	2,213 ( 97.3% )	2,010 ( 76.3% )	2,544 (	90.5%		
個人情報処理に	個人情報処理事務従事職員	2,098 ( 92.2% )	2,178 ( 95.7% )	2,394 ( 90.9% )	2,487 (	04.40/		
係る職員の責務	附属機関の委員等	1,751 ( 77.0%)	2,176 ( 95.7% )	1,844 ( 70.0% )	2,407 (	94.4%		
罰則	当該団体職員を対象	1366 ( 60.0%)	1,419 ( 62.4% )	1030 ( 39.1% )	1 002 (	11 E0/ \		
티맛	受託業者・従業員を対象	1341 ( 59.0% )	1,419 ( 02.4% )	1044 ( 39.6% ) 1,093 ( 41.5% )				
附属機関の設置		2,114 ( 92.9% )		2,324 ( 88.2% )				
申出等への措置	苦情処理	1,720 ( 75.6% )	2,161 ( 95.0% )	1,745 ( 66.2% )	2,322 (	88.1%)		
	不服申立手続	2,102 ( 92.4% )	2,101 ( 93.0% )	2,234 ( 84.8% )	2,322 (			
÷	条例制定団体数	2,275	団体	2,635	団体			

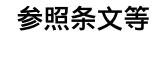
#### 民間事業者に対する規定

	十九相中西口	規定団体数(全制定団体数に占める割合:%)									
	主な規定項目	平成18年4月	月1日現在	平成17年4月1日現在							
事業者の責務	一般的責務又は努力規定(2)	1,616 ( 71.0%)	1,720 ( 75.6% )	1,752 ( 66.5% )	1,859 ( 70.6% )						
争業有の負別	地方公共団体の施策への協力(3)	1,447 ( 63.6% )	1,720 ( 75.6% )	1,635 ( 62.0% )	1,859 ( 70.6%)						
条例適用上の注意	意(4)	124 ( 5.5% )		145 ( 5.5% )							
<del></del>	自主的規制の指導・助言(5)	692 ( 30.4% )		722(27.4%)							
事業者に対する   規制	指針の作成(6)	101 ( 4.4% )	694 ( 30.5% )	100 ( 3.8% )	726 ( 27.6%)						
778.123	登録届出制度(7)	7 ( 0.3% )		7 ( 0.3% )							
	資料提出·調査·立入( 8)	638 ( 28.0% )		681 ( 25.8% )							
地方公共団体の 監視体制	指導·勧告( 9)	729 ( 32.0% )	754 ( 33.1% )	779 ( 29.6% )	815 ( 30.9%)						
III 170 F1 1123	公表( 10)	646 ( 28.4% )		687 ( 26.1% )							
苦情処理、苦情相談窓口の設置( 11)		581 ( 25.5% )		578 ( 21.9% )							
条例制定団体数		2,275	団体	2,635 団体							

- 1 条例の運用状況、電子計算機システムによる個人情報の処理状況、電子計算機システムの記録項目等についての公表の規定があること。
- 3 事業者に対し、個人情報保護の必要性を認識し、個人情報に係る人格的利益の侵害を防止する措置を講ずることを求めるなど、 抽象的な責務又は努力要請の規定があること。
- 3 地方公共団体が講ずる保護対策に協力する責務を事業者が有する旨の規定があること。
- 4 事業者の営業の自由等との関連を考慮し、不当に事業者の権利と自由を侵害することがないよう、保護条例の取扱いに当たって注意を促す規定があること。
- 5 事業者に対し、その責務を遂行させるために必要な措置を指導·奨励する規定があること。
- 6 事業者が講ずるべき保護対策の指針を地方公共団体が作成する旨の規定があること。
- 7 事業者の個人情報の保有状況、取扱方法等の概要等を地方公共団体が備える登録簿に登録し、これを住民に公開する旨の 規定があること。
- 8 事業者がその責務規定等に違反するおそれがある場合等に、事業者に対し地方公共団体が行う資料提供・調査・立入調査等への協力を要請する旨の規定があること。
- 9 事業者がその責務規定等に違反していると認められる場合等に、当該行為の是正、中止等について指導・勧告を行うことができる 旨の規定があること。
- 10 事業者が資料提供・調査・立入調査等の協力要請や指導・勧告に従わない場合に、当該事業者名やその経緯を公表できる旨の規定があること。
- 11 事業者の活動に起因する個人情報に係る人格的利益の侵害に関する住民の苦情に対応するため、地方公共団体内に苦情相談窓口を置くなどの規定があること。

# 3.個人情報保護条例に基づく対策の実施状況

	(1)管理体	は制の整備	(2) 独容,邢俊	(2) 欧杰 上投	(4)住民等への周知				
	統括責任者 指定あり	部署責任者 指定あり	(2)教育·研修 の実施の有無	(3)監査·点検 の実施の有無	ネット・パンフ による周知	説明会等開催 による周知	「過剰反応」 に関する周知		
都道府県 (47団体)	6	17	44	14	40	24	10		
市区町村 (1,843団体)	449	669	914	181	792	108	40		
一部事務組合 (385団体)	109	107	134	20	59	8	3		
計 2,275団体	564	793	1092	215	891	140	53		
	24.79%	34.86%	48.00%	9.45%	39.16%	6.15%	2.33%		



個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抄)

(施行の状況の公表)

- 第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。)の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

個人情報の保護に関する基本方針(平成十六年四月二日閣議決定)(抄)

- 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
  - (2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針 法の施行の状況の内閣府への報告と公表

関係行政機関は、法第53条第1項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第4章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況等について内閣府に報告するものとする。

内閣府は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、国民生活審議会に報告するものとする。